

1 事業所・施設等の種別(※1)				2 支給額 (単位:万円、1事業所、施設当たり)	
保護施設等	入所系施設①	○救護施設	定員50人～100人未満	65	/施設
	支援活動団体	○生活困窮者支援を行う「支援活動団体」	支援活動回数:月4回以上	5	/施設
			支援活動回数:月2回以上	3	/施設
			支援活動回数:月1回以上	1.5	/施設
(留意事項)					
※1 申請時点において、事業を行っている施設・事業所を対象とし、休業中のものを含まない。 ・次の施設については、当事業の対象外とする。 社会福祉施設：公立・公的等事業所、施設 医療機関等：国、県、市町村又は地方独立行政法人が運営する医療機関等 ・介護保険サービスについては各介護予防サービスを含まない。					
※2 「入所系施設①」の定員については、申請時点で判断する。					
※3 広域型の特別養護老人ホームと地域密着型の特別養護老人ホームが同一建物内に同居している場合は、双方の定員を加えた規模で、支援金を支給する。					
※4 介護サービスと障がい福祉サービスが重複する事業所は、両サービスで重複して申請することのないよう介護サービス事業所として申請することとする。					
※5 「支援活動団体」については、以下の項目に留意すること。 (1)政治活動、宗教活動、営利活動を主たる目的とする団体が行う支援活動ではないこと。 (2)支援活動回数については、申請月の前後3か月の活動回数の平均とする。					